

議案第64号

静岡市総合運動場条例の一部改正について

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1陸上競技場の利用料金の限度額の表中

「

専 用 利 用	アマチュアスポー ツ又はレクリエー ションに利用する 場合	一般	9,240円	12,320円	9,240円
		生徒等	6,480円	8,640円	6,480円
	その他の場合		46,200円	61,600円	46,200円

を

」

「

専 用 利 用	アマチュアスポー ツ又はレクリエー ションに利用する 場合	一般	9,420円	12,560円	9,420円
		生徒等	6,600円	8,800円	6,600円
	その他の場合		47,100円	62,800円	47,100円

に

」

改め、別表第1の2屋内プールの利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 屋内プールの利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間	
			午前10時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時30分から午後8時30分まで	
専用利用	一般	夏期	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき1,340円	1コースにつき2,680円	
		通常期	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき2,000円	1コースにつき4,000円	
	生徒等	夏期	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき940円	1コースにつき1,880円	
		通常期	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき1,400円	1コースにつき2,800円	
	会議室	A会議室	収容人員70人	1,460円	1,460円	1,460円	2,920円
		B会議室	収容人員50人	940円	940円	940円	1,880円
個人利用	当日券	一般	夏期	210円	210円	210円	210円
			通常期	310円	310円	310円	310円
		生徒等	夏期	110円	110円	110円	110円
			通常期	160円	160円	160円	160円
	整理券	一般	夏期	1人1回1時間につき 100円			
			通常期	1人1回1時間につき 150円			
		生徒等	夏期	1人1回1時間につき 50円			
			通常期	1人1回1時間につき 80円			
回数券(11回分。1枚の利用は、1人1の時間区分)	一般	夏期	2,100円				
		通常期	3,100円				
	生徒等	夏期	1,100円				
		通常期	1,600円				

別表第1の3テニスコートの利用料金の限度額の表中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表備考1及び2(1)中「600円」を「610円」に改め、別表第1の4ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 ターゲットバードゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,910円	9,210円
		生徒等	5,230円	6,910円
	その他の場合		34,550円	46,050円
個人利用	当日券(1人1プレイにつき)	一般		310円
		生徒等		160円
	回数券(11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ)	一般		3,100円
		生徒等		1,600円

別表第1の5グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

5 グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分		時間区分	午前	午後
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	3,190円	4,260円
		生徒等	2,120円	3,190円
	その他の場合		15,950円	21,300円
個人利用	当日券(1人1プレイにつき)	一般		210円
		生徒等		110円
	回数券(11枚つづり。1枚の利用は、1人1プレイ)	一般		2,100円
		生徒等		1,100円

イ)		
----	--	--

別表第1の6野球場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

6 野球場の利用料金の限度額

時間区分 利用区分		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
アマチュアスポーツ 又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,270円	8,360円	6,270円
	生徒等	5,040円	6,720円	5,040円
その他の場合		31,350円	41,800円	31,350円
会議室		1,560円	2,080円	3,120円

別表第1の7クラブハウスの利用料金の限度額の表中「300円」を「310円」に改め、別表第1の8附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表中「2,720円」を「2,770円」に、「1,350円」を「1,380円」に、「250円」を「260円」に、「4,620円」を「4,710円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「2,570円」を「2,610円」に改め、別表第1の9その他の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

9 その他の附帯設備の利用料金の限度額

種類	単位	金額	摘要
放送設備	一式1回につき	1,100円	
コードリール	1巻1回につき	100円	
指令台	1台1回につき	210円	
表彰台	1組1回につき	210円	
補助椅子	1脚1回につき	20円	
長椅子	1脚1回につき	30円	
折り畳み机	1脚1回につき	40円	
ストップウォッチ	1個1回につき	20円	
小運動用具	1個1回につき	20円	
陸上競技用具	一式1回につき	4,260円	
サッカー競技用具	一式1回につき	1,050円	
ラグビー競技用具	一式1回につき	1,050円	

ピストル	1丁1回につき	20円	
バトン	1本1回につき	20円	
スターティングブロック	1台1回につき	30円	
やり	1本1回につき	50円	
円盤	1個1回につき	50円	
砲丸	1個1回につき	50円	
ハンマー	1個1回につき	50円	
ハードル	1台1回につき	30円	
走高跳用器具	一式1回につき	530円	
棒高跳用器具	一式1回につき	530円	
3,000メートル障害物	一式1回につき	530円	
距離測定器	1台1回につき	30円	
リボンロッド	1個1回につき	30円	
ライン引器	1台1回につき	50円	
テント	1張1回につき	210円	
電光掲示板	一式1回につき	2,200円	屋内プール用
ビート板	1枚1回につき	20円	屋内プール用
浮島	1組1回につき	210円	屋内プール用
ターゲットバードゴルフ用クラブ	1本1プレイにつき	100円	
ターゲットバードゴルフ用スイングマット	1枚1プレイにつき	50円	
ターゲットバードゴルフ用羽球	1個1プレイにつき	50円	
グラウンドゴルフ用スティック	1本1プレイにつき	100円	
グラウンドゴルフ用ボール	1個1プレイにつき	50円	
野球場本部席	一式1回につき	3,140円	

コインロッカー	1個1回につき	50円	
		20円	屋内プール用
シャワー	1基1人1回につき	50円	クラブハウス用

別表第2の1陸上競技場の利用料金の限度額の表中

「

専用利用	一般	9,240円	12,320円	9,240円
	生徒等	6,480円	8,640円	6,480円

を

」

「

専用利用	一般	9,420円	12,560円	9,420円
	生徒等	6,600円	8,800円	6,600円

に

」

改め、別表第2の2体育館の利用料金の限度額の表中

「

専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,480円	4,320円	4,320円	12,960円
		生徒等	4,560円	3,040円	3,040円	9,120円
	その他の場合		32,400円	21,600円	21,600円	64,800円

を

」

「

専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,600円	4,400円	4,400円	13,200円
		生徒等	4,620円	3,080円	3,080円	9,240円
	その他の場合		33,000円	22,000円	22,000円	66,000円

に、

」

「

個人利用	当日券	一般	180円	180円	180円	210円
------	-----	----	------	------	------	------

」

「

個人利用	当日券	一般	180円	180円	180円	220円
------	-----	----	------	------	------	------

」

改め、同表備考13中「6,680円」を「6,810円」に改め、別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 武道場の利用料金の限度額

時間区分			午前	午後1	午後2	夜間
			午前9時から正午まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
専用 利用	アマチュアスポーツ 又はレクリエーション に利用する場合	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
		生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円
		その他の場合	9,300円	6,200円	6,200円	18,600円
個人 利用	当日券	一般	180円	180円	180円	220円
		生徒等	90円	90円	90円	110円
	整理券	一般	1人1回1時間につき 100円			
		生徒等	1人1回1時間につき 60円			

別表第2の3武道場の利用料金の限度額の表備考12中「2,120円」を「2,150円」に改め、別表第2の4水泳場の利用料金の限度額の表中備考以外を次のように改める。

4 水泳場の利用料金の限度額

時間区分		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
専用 利用	25メートルプール (円形プールを含む。)	4,170円	5,600円
	50メートルプール	午前	午後 夜間

		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
		4,170円	5,600円	8,340円
個人利用	50メートルプール	入場1回につき 150円		
		回数使用券12枚つづり 1,520円		

別表第2の5アーチェリー場・弓道場の利用料金の限度額の表中

「

専用利用	一般	1,830円	1,220円	1,220円	3,660円
	生徒等	1,290円	860円	860円	2,580円

を

」

「

専用利用	一般	1,860円	1,240円	1,240円	3,720円
	生徒等	1,320円	880円	880円	2,640円

に

」

改め、別表第2の6附帯設備（照明施設）の利用料金の限度額の表中「610円」を「620円」に改め、別表第2の7その他の附帯設備の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

7 その他の附帯設備の利用料金の限度額

種類	単位	金額（1回につき）
バスケットボール用具	一式	210円
バレーボール用具	一式	210円
ハンドボール用具	一式	210円
フットサル用具	一式	210円
テニス用具	一式	210円
バドミントン用具	一式	100円
卓球用具	一式	100円
防球フェンス	1台	20円
柔道畳	1枚	20円
跳び箱	1台	50円
鉄棒	1台	210円

平均台	1台	100円
マット (大)	1枚	50円
マット (小)	1枚	30円
ストップウォッチ	1個	20円
小運動用具	1個	20円
電光表示器	1台	210円
放送設備	一式	1,100円
ポータブルアンプ	1台	520円
コードリール	1巻	100円
演台	1台	210円
指令台	1台	210円
表彰台	1組	210円
補助椅子	1脚	20円
長椅子	1脚	30円
折り畳み机	1脚	40円
陸上競技用具	一式	4,260円
サッカー競技用具	一式	1,050円
ピストル	1丁	20円
バトン	1本	20円
スターティングブロック	1台	30円
やり	1本	50円
円盤	1個	50円
砲丸	1個	50円
ハンマー	1個	50円
ハードル	1台	30円
走高跳用器具	一式	530円
棒高跳用器具	一式	530円
3,000メートル障害物	一式	530円
距離測定器	1台	30円
リボンロッド	1個	30円

ライン引器	1台	50円
-------	----	-----

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市総合運動場条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第1の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市西ケ谷総合運動場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表第1及び別表第2の規定に基づく総合運動場の利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。